

令和8年度 熊本県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業補助金業務嘱託員等 (熊本県会計年度任用職員)募集案内

1 職 名

- ・熊本県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業補助金業務嘱託員（障がい者支援課）
- ・熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業事務嘱託員（高齢者支援課）

2 職務内容

- (1) 申請書類受付審査業務
- (2) 交付決定業務
- (3) データ入力業務
- (4) その他処遇改善支援事業補助金事務に関する業務
(変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

3 人（障がい者支援課 1 人、高齢者支援課 2 人）

4 勤務条件

- (1) 職 の 区 分：地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間：令和 8 年（2026 年）4 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日
- (3) 勤 務 地：熊本県庁 健康福祉部 高齢者支援課又は障がい者支援課

（変更の範囲）変更なし

- (4) 勤 務 時 間：9:00～16:00（週 4 日）

9:00～15:00（週 1 日）

※ 1 ヶ月につき 20 日以内、1 週間につき 29 時間以内

- (5) 休 憩 時 間：12:00～13:00

- (6) 休 日 等：土、日、祝日

- (7) 休 暇 等：年次有給休暇 あり（6 ヶ月間継続勤務した場合）

※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり

- (8) 報 酬 等：①報酬日額 6 時間 7,428 円(5 号給)～8,811 円(29 号給)

5 時間 6,190 円(5 号給)～7,342 円(29 号給)

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6 月期：最大 1.2625 月、12 月期：最大 1.2625 月

④勤勉手当 6 月期：最大 1.0625 月、12 月期：最大 1.0625 月

※ 1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※ 2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※ 3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の 1 月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）

- (9) 社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

- (10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

- (11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (12) 地方公務員法の適用
：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (13) 退職に関する事項
：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

5 受験資格

パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

[注意] 受験の際に持参するものについて

- ・受験票、筆記用具（ボールペン、鉛筆、消しゴム等）
- ・時計は計時機能だけのものに限りです。

7 試験日程等

(1) 日 時:令和8年(2026年)2月17日(火) 午後1時15分から

(2) 集合場所:熊本県庁 本館13階 1303会議室
(熊本市中央区水前寺6丁目18-1)

(3) 合格発表:令和8年(2026年)2月19日(木)

合格者に対しては、郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県ホームページにも掲載します。

8 応募方法

- ・採用試験申込書及び受験票に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。
- ・採用試験申込書から受験票だけを切り取って、官製はがきの裏に貼り、**官製はがきの表に住所、氏名及び郵便番号**を記入してください。
- ・応募者は、**令和8年（2026年）2月5日（木）**までに、「採用試験申込書」を**障がい者支援課サービス向上班へ、持参又は郵送**してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合、受付時間は、平日8:30～17:15までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便とし、封筒の表に「熊本県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業補助金業務嘱託員等申込」と朱書きしてください（**令和8年（2026年）2月5日（木）必着**）。

- ・応募者が8名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

9 採用方法等

- ・最終合格者については、「熊本県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業補助金業務嘱託員等任用者名簿」に登載し、令和8年（2026年）4月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- ・合格の有効期間は、合格発表の日から令和9年（2027年）3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないこともあります。
- ・現在、県の非常勤職員、臨時職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

10 試験結果の開示について

- ・この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票又は合格通知書を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、直接開示場所においでください。ただし、土曜日及び日祝日は受付できません。
- ・電話、はがき等による請求では開示できませんので御注意ください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1か月間	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

【連絡先】〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

健康福祉部障がい者支援課サービス向上班

電話：096-333-2233